

# 工事等入札心得

入札方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図面・仕様書及び法令並びに築上町財務規則を遵守し入札すること。</li> <li>●入札書は、字体を鮮明に書き、誤字・脱字等ある場合は、訂正捺印の上封筒に入れて提出すること。 (入札金額を訂正する場合、別葉の入札書を使用すること。)</li> <li>●入札価格は、<b>消費税抜きの金額</b>とする。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</li> <li>●入札に参加する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。 辞退する場合は、辞退届（任意様式）を財政課管財係まで提出のこと。</li> <li>●入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</li> <li>●入札書の用紙は、A4版とする。</li> <li>●代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。</li> <li>●入札参加者が1者になった場合は、入札を中止する場合がある。</li> </ul>
予定価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予定価格（<b>消費税抜き</b>）は、告示にて公表する。</li> </ul>
最低制限価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最低制限価格（<b>消費税抜き</b>）は、町長が必要と認めた場合に定めた額とする。</li> </ul>
開札	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入札終了後に即時同所において実施する。</li> </ul>
内訳書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事入札の場合、入札書に記載する入札価格に対応した内訳書を<b>提出</b>すること。 内訳書を忘れた場合は、入札に参加できないものとする。</li> <li>●<b>工事内訳書の提出は、入札参加者全員とする。</b> なお、業務委託の場合、内訳書の準備は不要とする。</li> </ul>
落札者の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●落札者は、予定価格の110分の100の価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格（最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上のうちの最低価格のもの）をもって有効な入札をしたものとする。（地方自治法施行令第167条の10第1項の場合を除く。）</li> <li>●最低制限価格を定めない入札で入札価格が入札予定価格と著しく開き、落札者を決定しがたい場合は、当該入札を中止または随意契約にすることができる。</li> <li>●入札価格が同額の場合は、抽選とする。</li> <li>●予定価格を上回る入札及び最低制限価格を下回る入札は、失格とし次回の入札には参加できないものとする。</li> </ul>
契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●落札者は、<b>入札日より起算して7日以内(土・日・祝日を除く。)に契約を締結</b>すること。</li> <li>●地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を必要とする契約については、仮契約を締結し議会議決後に本契約と切り替えるものとする。この場合、議会議決の旨を相手方に通知したときに本契約としての効力を生ずるものとする。</li> </ul>
契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●築上町財務規則第85条の規定により、原則、契約金額の100分の10以上（千円未満切上）の保証金の納付を要する。</li> <li>●契約保証金は、町の検査完了後に所定の手続きを経て還付するものとする。</li> <li>●金融機関、保険会社、保証事業会社等の保証（契約）がある場合、契約保証金の納付を免除とする。</li> <li>●契約金額が300万円未満の案件について、過去2ヶ年の間に国又は地方公共団体と種類・規模を同程度とする契約が2件以上（築上町以外は履行証明書が必要）、または保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除とする。</li> </ul>
前払金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約金額300万円以上のものについては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結して、請負代金の10分の4以内で前払金を請求することができる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●談合が判明した場合は、処置するものとする。</li> <li>●工期（履行期間）遅延の場合は、処置するものとする。</li> <li>●原則、工事竣工（設計完了）まで入札参加は認めないものとする。 また、検査時に工事（設計）に不備がある場合は、後の入札参加を見送る場合がある。</li> </ul>